

社会福祉法人青梅市社会福祉事業団
第5期中期経営計画
令和6年度～令和10年度



青梅市自立センター



ふれあいの鐘

令和6年3月

社会福祉法人 青梅市社会福祉事業団

目 次

背景（はじめに）	1
第1章 青梅市社会福祉事業団第5期中期経営計画策定にあたって	2
1 第5期中期経営計画の目的	
2 第5期中期経営計画の対象期間	
3 第5期中期経営計画の位置づけ	
（1）青梅市各種計画との相関関係	
（2）第5期中期経営計画の体系	
第2章 青梅市社会福祉事業団基本方針および自立センターの基本理念等	4
1 青梅市社会福祉事業団基本方針	
2 青梅市自立センターの目的	
（1）就労支援事業所	
（2）生活介護事業所	
（3）地域交流・社会貢献活動	
3 青梅市自立センターの基本理念	
（1）基本的人権の尊重	
（2）健全育成支援の実現	
（3）社会的自立の助長	
4 青梅市自立センターの方針	
第3章 第5期中期経営計画の目標	7
1 全体像（構成）	
（1）支援目標について	
（2）特定障害児相談支援事業	
（3）人材確保・人材育成	
（4）情報管理（守秘義務・文書・PC）	
（5）法人運営・財務管理	
第4章 第5期中期経営計画における利用者支援目標	8
1 利用者支援目標について	
（1）運動能力・身体能力の維持、増進	8
（2）作業活動の提供と職業能力の開発	9
（3）通所支援・送迎業務の充実	13
（4）行事・レクリエーション活動の実施	15
（5）安全安心な給食の提供と食事支援	16
（6）保健衛生管理の充実	18
（7）緊急時対応（発病・事故対応）	22
（8）災害時対応（震災等）	24
（9）他施設との連携・協力	27

第5章 特定障害児相談支援事業「じりつ」	29
1 運営方針	
2 具体的な取組み	
第6章 人材確保・人材育成	30
1 採用方針・職員募集	
2 人材育成・資質向上	
第7章 情報管理	33
1 個人情報保護および秘密保持	
2 文書管理	
3 パソコン活用	
第8章 法人運営・財務管理	35
1 社会福祉法人の財務運営に関する規律	
2 公益性を保つ上で留意していく事項	
3 自主財源の確保と職員のコスト意識醸成	
4 利用者ニーズの把握と経営感覚の向上	
5 コンプライアンスおよびリスク管理の推進	
6 地域社会への貢献	

第5期青梅市社会福祉事業団中期経営計画策定

背景（はじめに）

私たち社会福祉法人青梅市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、平成5年3月に設立認可を受けて以来、社会福祉事業の推進を目的として活動を続け、31年が経過しました。

この間「青梅市自立センター」、「青梅市しろまえ児童学園」、「沢井保健福祉センター」および「小曾木保健福祉センター」の4施設について青梅市から指定管理者として管理運営を任せられ、長い年月をかけて蓄積したノウハウを活用し、青梅市と一体となって市民福祉の向上に努めてまいりました。

しかしながら近年の社会情勢の変化や福祉サービスに対するニーズの変化等の影響を受け、「青梅市しろまえ児童学園」については平成31年3月末に、「沢井保健福祉センター」および「小曾木保健福祉センター」については令和2年3月末をもって市の方針により閉館となるなど、時代の流れに直面し、大きな転換期を迎えております。

これらの動向は、その時代の福祉ニーズに合わせた変化の一例ですが、近年、障害者福祉においては、地域福祉の向上を目指しインクルーシブな社会の実現に向けた「障害者総合支援法」をはじめ、合理的配慮を求める「障害者差別解消法」や、地域共生社会の実現を目指す「青梅市差別解消条例」の制定など、新たな社会福祉事業の推進を図るための法令整備が進んでおります。

さらに、青梅市では10年後の姿を見据えた市の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」が令和5年度を初年度して策定され、施策分野に「障がい者福祉の充実」も標榜されております。

事業団としてもこれらの法令や施策と連動し、時代の福祉ニーズに合わせた社会福祉事業を計画・推進していく必要があります。

また一方では、社会福祉法の改正による経営組織のガバナンスの強化や、事業経営の透明性を進める社会福祉法人制度改革など事業団を取り巻く環境は大きく変化しております。

こういった背景を踏まえ、事業団が青梅市の施策の方向性と整合性を図りながら、社会福祉事業の主たる担い手として「就労支援事業所」、「生活介護事業所」および「特定・障害児相談支援事業所じりつ」のなお一層の充実を目指していくための指針として、第5期中期経営計画を定めるものであります。

第1章 青梅市社会福祉事業団第5期中期経営計画策定にあたって

1 第5期中期経営計画の目的

青梅市により設立された当事業団は、その定款に定める目的や経営の原則に沿い、青梅市自立センターを効率的に運営し、市の計画や施策との連携を図りながら、障害者を中心とした福祉サービスを積極的に地域に提供することにより、市民福祉の向上と増進に寄与していくことを責務としています。

事業団に課せられたこの責務を果たしていくためには、常に変化する社会情勢と多様化・複雑化する福祉ニーズを職員全員が把握し、目的意識をもってこれに対応していくことが必要であります。

そのため、事業団が現在行なっている事業を改めて整理し、向後5年間に重点的に行うべき事業を選定し、これまでの経験や知識を活用し、質の高い支援を通じて市民福祉の向上を図るための指針として、本計画を策定するものであります。

2 第5期中期経営計画の対象期間

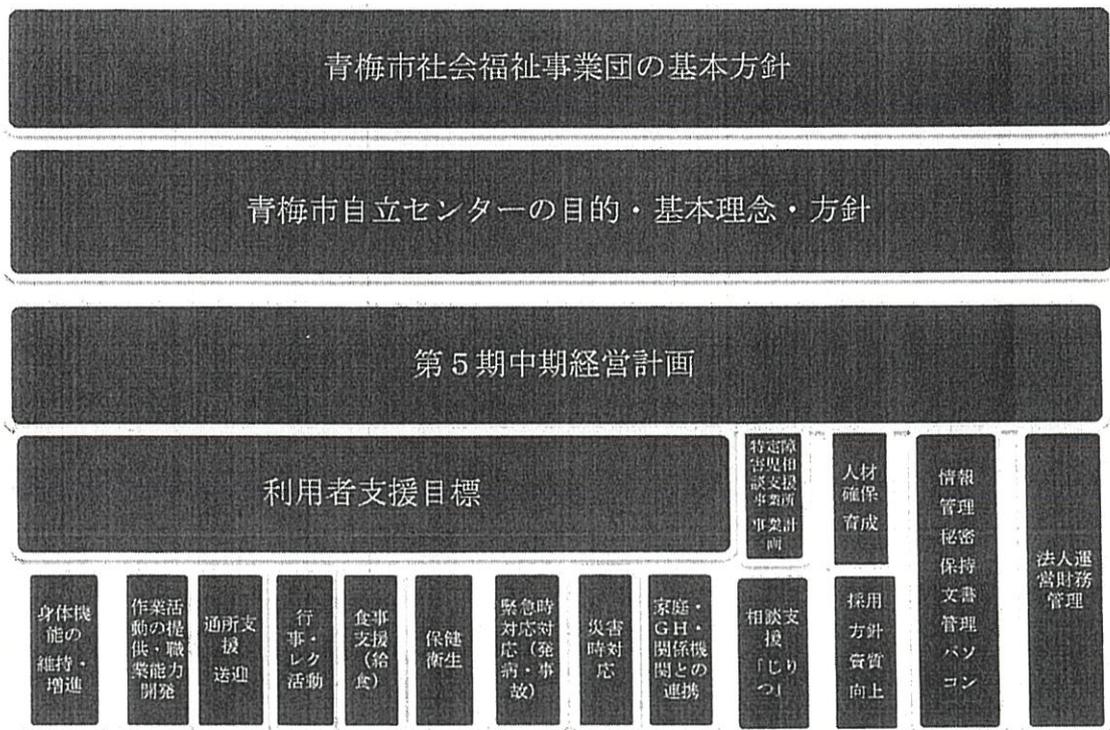
事業団の基本方針・経営理念等にもとづき、令和6年度を初年度とし令和10年度を達成年度とする中期的な視点に立って、今後事業団が目指す経営目標を掲げます。

3 第5期中期経営計画の位置づけ

(1) 青梅市各種計画との相関関係

年度 計画名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
青梅市 総合長期計画	第6次			第7次											
地域福祉計画	第4期			第5期											
障害者計画	第5期			第6期											
障害福祉計画	5	第6期		第7期											
障害児福祉計画	1	第2期		第3期											
青梅市社会福祉 事業団中期経営計画	第4期			第5期											

(2) 第5期中期経営計画の体系



第2章 青梅市社会福祉事業団基本方針および自立センターの基本理念等

1 青梅市社会福祉事業団基本方針

福祉サービスを必要とする障害者に対して、その環境・年齢および障害の状況に応じた適切な支援を提供し、かつ広く市民福祉の向上と増進に努めてまいります。

2 青梅市自立センターの目的

(1) 就労支援事業所

① 就労移行支援

障害者総合支援法の目的に基づき、原則として18歳以上65歳未満の就労を希望する障害者に対し、定められた期間にわたり、生産活動その他必要な活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練等を行なってまいります。

② 就労継続支援（B）型

障害者総合支援法の目的に基づき、原則として18歳以上の通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動その他必要な活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のための訓練等を行なってまいります。

(2) 生活介護事業所

① 生活介護

障害者総合支援法の目的に基づき、原則として18歳以上の常時何らかの介護が必要な障害者に対し、日常生活支援を中心に社会適応支援・創作活動や生産活動への支援やリハビリ支援の提供を行ない日常生活行動の充実を図ってまいります。

(3) 地域交流・社会貢献活動

① 公開講座

障害者と市民が共に学び、交流を図る機会として公開講座を企画し、障害者福祉に対する理解の促進に努めてまいります。

② 清掃活動等

施設周辺の清掃活動を実施し、より良い環境づくりに取り組むとともに、公園の花の植栽を通じて社会参加(貢献)活動を積極的に行なってまいります。

3 青梅市自立センターの基本理念

(1) 基本的人権の尊重

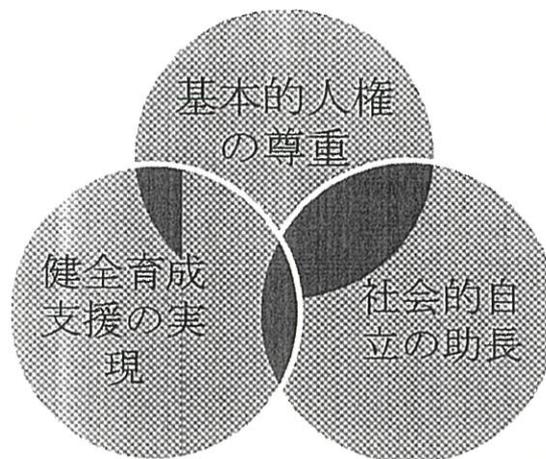
事業所職員として利用者一人ひとりの人権を擁護し尊重します。

(2) 健全育成支援の実現

個人の生きていく力と生活の豊かさを支援します。

(3) 社会的自立の助長

個人を社会人として育成していくことを目指し、日々努力します。



自立センターの指定管理者として公共性を十分理解し、以下の考えに則り、自己評価を積極的に行いながら、事業を運営してまいります。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」
- ・様々な分野に対し障害者の権利や尊重を実現していくための「障害者権利条約」
- ・障害を理由とする差別を解消していくための「障害者差別解消法」

これら法令の趣旨を受けて制定された「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」を十分理解した上で『インクルーシブ社会が実現するまち』を目指す「青梅市総合長期計画」や障害者に関する青梅市の各種計画の趣旨を踏まえ、施策に連動した事業展開を行なってまいります。

また、引続き地域における障害者通所支援事業所として、利用者を取り巻く様々な環境を的確に把握するとともに、これまで実践してきた支援内容を再確認し、安定した個別支援の提供とサービス水準の更なる向上を目指してまいります。

4 青梅市自立センターの方針

就労支援事業所、生活介護事業所共通

- ① 利用者一人ひとりの人格を尊重し、生き方やニーズを大切にします。
- ② 利用者に対して合理的配慮を行ない、差別のない事業所運営を行なってまいります。
- ③ 利用者・家族と合意のもと作成された「個別支援計画書」に基づき、質の高いサービスを提供します。
- ④ 全ての関係者による倫理に反する言動(暴力・暴言・その他様々なハラスメント)が生じないように、危機管理委員会および虐待防止員会で検討するとともに、研修を通じて職員教育を行なってまいります。
また、万が一、不適切な事案が発生した際には、課題解決および再発防止に向けて早急な対応を図ります。
- ⑤ 積極的に情報開示に努め、事業運営の透明性を確保します。
- ⑥ 個人情報保護法に基づき、利用者および家族のプライバシー保護を徹底します。
書類やデータの管理には細心の注意を払い、職員からは秘密保持の誓約書を聴取しており、今後も継続してまいります。
- ⑦ 虐待防止委員会を定期的で開催し、虐待防止および身体拘束等の適正化に努めてまいります。
- ⑧ 利用者の安全確保と利便性向上のため事業所内環境について、日常的な点検・整備を行ない、必要に応じて、市と連携して改善してまいります。
- ⑨ 職員は常に自己研さんに努め、充実した内部・外部研修を通じて更なる資質の向上に励み、人間性豊かな支援者となるよう心がけます。
- ⑩ 利用者の社会参加の機会を増やすとともに、地域に理解の和を広げて、開かれた事業所を目指します。
- ⑪ 家族やグループホーム、その他関係機関(教育・福祉・労働・医療など)との緊密な連携を図り、多角的に利用者をサポートします。
- ⑫ 障害者総合支援法に基づき、その目的達成のための適切な運営をします。
- ⑬ 利用者・家族からの苦情や相談には誠意をもって対応し、必要に応じて第三者委員や社会福祉協議会の『福祉サービス苦情解決』事業などを活用し、課題とされる事案の早期解決に努めてまいります。
- ⑭ ボランティアの受け入れや、地元自治会、高齢者団体との交流を通じて、地域福祉や障害者の理解促進に努めてまいります。

第3章 第5期中期経営計画の目標

1 全体像（構成）

（1）支援目標について

以下の9項目について目標を立て取組み、中間年の令和8年度に進捗状況の確認と修正を行なうこととしました。

- ① 運動能力・身体機能の維持、増進
- ② 作業活動の提供と職業能力の開発
- ③ 通所支援・送迎業務の充実
- ④ 行事・レクリエーション活動の実施
- ⑤ 安心安全な給食の提供と食事支援
- ⑥ 保健衛生管理の充実
- ⑦ 緊急時対応（発病、事故対応）
- ⑧ 災害時対応（震災等）
- ⑨ 家庭、グループホーム、他施設との連携・協力

（2）特定障害児相談支援事業「じりつ」

- ① 運営方針
- ② 具体的な取組み

（3）人材確保・人材育成

- ① 採用方針・職員募集
- ② 人材育成・資質向上

（4）情報管理

- ① 個人情報保護および秘密保持
- ② 文書管理
- ③ パソコン活用

（5）法人運営・財務管理

- ① 社会福祉法人の財務運営に関する規律
- ② 公益性を保つ上で留意していく事項
- ③ 自主財源の確保と職員のコスト意識醸成
- ④ 利用者ニーズの把握と経営感覚の向上
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理の推進
- ⑥ 地域社会への貢献

第4章 第5期中期経営計画における利用者支援目標

1 利用者支援目標について

自立センターの基本理念のもと、利用者一人ひとりの障害状況を十分に理解・把握した上で、個々の目的達成に向けた適切な支援サービスを提供してまいります。

(1) 運動能力・身体機能の維持、増進

運動能力や身体機能の維持増進のための取組みを、様々な場面において実施していきます。

また、施設の内外において、段差解消、手摺の設置等バリアフリー、ユニバーサルデザインについて配慮していきます。

ア 就労支援事業所

- ・毎月、理学療法士（PT）の助言を受け、一人ひとりの心身の状態に応じた訓練を提供します。
- ・エアロバイク等の健康器具を活用し、機能維持支援を実施していきます。
- ・心身のリフレッシュのため、施設周辺のウォーキングを実施していきます。

イ 生活介護事業所

リハビリテーションを中心に豊かな生活のために、一人ひとりに寄り添い、個々の状態に応じて運動機能、身体機能の維持を図っていきます。

- ・毎月、理学療法士（PT）の助言を受け、一人ひとりの心身の状態に応じた訓練を提供します。
- ・毎月、作業療法士（OT）の助言を受け、食事や作業場面を中心に生活環境の改善を図ります。
- ・毎月、音楽活動を実施し心身の緊張を解きほぐし、心身の安定を図っていきます。
- ・DVD観賞、音楽鑑賞、アロマ等の活用により、心身の緊張を解きほぐし、心身の安定を図っていきます。（リラクゼーション）
- ・支援員により、一人ひとりの身体状態に応じたストレッチ、マッサージ、足浴等を実施します。
- ・歩行訓練については、室内ではルームランナーや歩行器を活用した取組みを実施していきます。屋外においても、精神面の安定も含め、施設周辺の散

策（ウォーキング）を実施していきます。

- ・器具を利用した訓練として、エアロバイク、バランスボール、ルームランナー等を活用した支援に取り組んでいきます。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
身体機能の 維持増進	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

(2) 作業活動の提供と職業能力の開発

① 就労支援事業所

ア 方針等

「自らの意思で選び、決定し、主体的に生きること」を「自立」ととらえ、一人ひとりに合わせた支援を行ないます。そして、人とのつながりを実感しながら社会人としてさらに成長し、日々の生活がより豊かなものとなるような支援を心がけます。

また、利用者個々の能力、適正を把握し、従事できる業務の幅（選択肢）を広げていきます。

イ 作業体制

本人の希望や適性に応じ、「うぐいす班」「たまがわ班」「みたけ班」の3班に分けて働く場を提供し、自主製品作業や受託作業活動に主体的に取り組むことを通じて「働く喜び」「ものを創り上げる達成感」を味わえるよう支援してまいります。

ウ 作業環境

- ・安全で快適な作業環境を整えます。
- ・作業手順を見直し、工具や補助具を工夫するなど作業に取組みやすいようにしていきます。
- ・各班が連携し、相互に応援体制がとれるようにしていきます。

エ 班別作業内容

班名	主な作業内容	支援方針	目標・取組み内容
うぐいす班	受託作業（施設内） ・ベアリング組立等	利用者同士の和を大切に豊かな生活と働く喜びを得られるよう支援します。 お互いの個性を認め合い、和をもって作業します。	個々の能力を引き出し、働く喜びを得られるよう支援していきます。 就労支援センターやハローワーク等と連携し情報提供と就労意欲の向上を目指します。
	受託作業（施設外） ・公園清掃、介護老人福祉施設清掃等	就労に対する興味・関心を高め、一般就労・自立に向けた支援をしていきます。	関係機関や企業とのパイプ役として必要な支援を行ないます。
たまがわ班	受託作業（施設内） ・贈答用タオル等の箱折、箱詰め ・レントゲンフィルム分別作業 ・ベアリング組立等 ・取扱説明書折	各工程を細分化し理解しやすい形態にしていきます。 お互いの個性を認め合い、コミュニケーションを大切にします。	確実な製品づくりとわかりやすい仕事を提供し、流れ作業の中で協力することの大切さを学びます。 流れ作業の中で協力しながら進めていきます。
みたけ班	自主製品作成（施設内） ・木工 ・陶芸 ・封筒、名刺印刷等	一つの工程の技術習得を大切に捉え、これを積み重ねていき、完成度が高まるように支援します。	ものづくりの楽しさや製品化の喜びを感じられるようにしていきます。納品やイベント活動を通じて、社会との関わりがもてるようにしていきます。
	受託作業 ・レントゲンフィルム分別作業	コミュニケーションを図りながら気もちよく作業できる環境をつくり、利用者間で協力しながら作業を進めていきます。	作業工程を細分化し、業務の標準化を図って、作業意欲の向上に努め、確実な製品づくりを目指します。
共通	施設外支援 市庁舎喫茶、総合体育館	就労に対する関心を高めていきます。	接客を通じて社会性を身につけることを目指します。
	農園 ワイン用ぶどう（リースリング種）の管理・育成・収穫	植物（果実）と接することにより働く喜びと心身の安定を目指します。	安定した収穫量の確保を目指します。

各班の売り上げは全て利用者の工賃として還元し、作業を通じて工賃を得ることにより「働く喜び」「ものを創り上げる達成感」を得て社会参加につなげていきます。

計画内容	作業活動	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
作業を通じ利用者間の和を育成し、働くことの喜びと達成感を醸成する	ベアリング	継続	継続	中間見直	継続	継続
	公園清掃	継続	継続	中間見直	継続	継続
	施設清掃	継続	継続	中間見直	継続	継続
	タオル	継続	継続	中間見直	継続	継続
	木工・陶芸	継続	継続	中間見直	継続	継続
	レントゲン	継続	継続	中間見直	継続	継続
	印刷	継続	継続	中間見直	継続	継続
	喫茶	継続	継続	中間見直	継続	継続
農園	継続	継続	中間見直	継続	継続	

目標：売上、工賃とも僅かな向上を見込んだ。 単位：(千円)

計画内容	作業活動	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
売上向上 (工賃還元)	受託作業収入	ベアリング	5,665	5,722	5,779	5,837	5,895
		公園清掃等	5,505	5,560	5,616	5,672	5,729
		タオル	778	786	794	802	810
		レントゲン	3,283	3,316	3,349	3,382	3,416
		福祉農園	4,991	5,041	5,091	5,142	5,194
		小計	20,222	20,425	20,629	20,835	21,044
	製品販売収入	木工・陶芸	881	890	899	908	917
		印刷	3,255	3,288	3,320	3,354	3,387
		リサイクル等	828	836	845	853	862
		農園(ぶどう)	1,167	1,179	1,190	1,202	1,214
		小計	6,130	6,193	6,254	6,317	6,380
市庁舎喫茶		126	127	129	130	131	
合計(千円)		26,479	26,745	27,012	27,282	27,555	
1人当たり月平均工賃		21,200	21,500	21,700	21,900	22,100	

*主な収入を記載した。項目ごとの収入は年度間の変動が大きいため、令和6年度の収入見込額は令和3年度～5年度の平均値とし、1人当たりの工賃は令和5年度決算見込を基礎とした。工賃には特別工賃含む。*社会経済の変動に伴い計画途中であっても見直します。

② 生活介護事業所

ア 方針等

日中活動の一つとして、作業を提供していきます。

作業活動を通じて得られる心身の安定を基本におき、個々の状態に応じて支援していきます。作業にあたっては、作業療法士（OT）の助言を受け、作業環境を整え、個々に応じた作業提供をしていきます。

イ 作業内容

- ・受託作業トラック部品検査、菓子箱折、そば袋・飲料製品シール貼り等、金属部品袋詰め
- ・独自作業：紙工作業（手すきはがき）、ビーズ製品、羊毛フェルト製品

計画内容	作業活動	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
心身の安定	受託作業	継続	継続	中間見直	継続	継続
	自主製品	継続	継続	中間見直	継続	継続



(3) 通所支援・送迎業務の充実

① 自主通所について

自立センター通所の目的の一つに自力により通所することが挙げられます。家庭と自立センターの往復の中に地域社会との関わりがあり、社会性や判断力を養う機会となっています。また、自主通所は本人の努力はもとより、家庭の理解と協力が相まって初めて効果を発揮します

当所では、傷害保険への加入や交通費の実費助成制度などのほか、交通道德やマナーの習得など、自主通所者へ多角的な支援を図っていきます。

さらに、通所に関する諸課題についても家庭と連携をとり、課題解決に努めていきます。

自立センターでは、年3回支援員が利用者のバス停までの経路等を現場で確認のうえ、必要に応じて実際にバス・電車に乗り、乗車方法や車内の様子と乗降駅を確認するなど、自主通所者への支援を行なっております。

さらに、路線バス事業者を定期的に訪問し、日頃の利用者への配慮に対する御礼と、お願いを継続しています。今後もこの支援は変わりませので、利用者のご家庭は安心していただけます。

② 送迎業務について

送迎バス利用にあたっては乗降場所、乗車時刻、欠席の連絡など、利用者サイドへのお願い事もありますが、交通状況によるバスの遅延や荒天時には、送迎バス事業者と連携し、安全でスムーズな運行管理を心掛けていきます。

近年、利用者本人の高齢化・重度化や保護者の高齢化により、拠点となる乗降場所まで送り出すことが困難なご家庭も増加傾向にあります。そういったケースにも自立センター所有の福祉車両を活用することで、通所が継続できるよう対応しております。

なお、利用者の通所にかかる身体的負担軽減のため、送迎バスの増車や、送迎コースの見直しにより乗車時間の短縮にも努めてまいります。



③ 自主通所・送迎業務で支援している事項

ア 安全の確保

- ・通所経路および所要時間の確認
- ・身分証明書の携帯をお願いしています。

イ 交通道德・マナーの習得

- ・交通規則の遵守
- ・交通機関の正しい利用方法
- ・迷惑行為の禁止

ウ 車内の安全確保

- ・車内規則の遵守
- ・走行中の安全確保

エ 乗降場所での安全確保

- ・待機場所の安全確保
- ・乗降時の安全確保

オ その他

- ・挨拶の励行
- ・乗車前の排泄
- ・欠席の連絡

計画内容	業務内容	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
安全確保 と利便性 向上	自主通所	継続	継続	中間見直	継続	継続
	送迎バス	継続 (4台)	増車 (5台)	継続 (5台)	継続 (5台)	継続 (5台)
	福祉車両	継続 (3台)	継続 (3台)	中間見直	継続 (3台)	継続 (3台)



(4) 行事・レクリエーション活動の実施

両事業所とも、利用者に日常生活とは違う刺激や変化を与えることにより、日々の活動に“ゆとり”や“潤い”を感じられるように行事やレクリエーション活動を実施してまいります。

全体的な大きな事業としては「運動会」と「ふれあいの集い」がありますが、いわゆる『コロナ禍』により令和2年度から中止しておりました。

令和5年度の『コロナ明け』に伴い、徐々に元の状態に戻しておりますが、今後につきましても、安全安心に配慮しつつ利用者、ご家族、ボランティア、地域の方々および職員が有意義な時間を共有できるように計画・実行していきます。

- ① 全体
 - ・運動会（5月）
 - ・ふれあいの集い（10月）
- ② 就労支援事業
 - ・レクリエーション会（夏季・冬季）
 - ・日帰旅行（3月）
 - ・クラブ活動（年間6回）
- ③ 生活介護事業所
 - ・レクリエーション会（夏季・冬季）
 - ・親睦バスハイク（9月）
 - ・課外活動（外出年間4回）
 - ・ゆとりの時間（室内活動）



計画内容	所 属	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
ゆとりと	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
潤いの醸成	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

(5) 安全安心な給食の提供と食事支援

日頃からバランスのとれた美味しい食事をとることで病気を予防・治療できるとする『医食同源』という言葉どおり、利用者にとって食生活の適否により健康状態が大きく左右されることがあります。

給食提供にあたっては、嗜好調査を実施の上、より多くの利用者に好まれる献立とし、適正な栄養量の確保と衛生管理に努め、高齢化する利用者の生活習慣病予防にも努めてまいります。

また、ご家族向けの給食試食会を実施し、ご理解をいただきながら、皆に喜ばれる給食提供に努めてまいります。

① 献立について

- ア 和食、洋食、中華料理やパン食・麺類などバラエティに富んだ内容にします。
- イ 季節感のある献立を取り入れることで変化をもたせ、栄養バランスを保ちます。
- ウ 曜日によって主食のご飯、麺類、パンを替え利用者に曜日の感覚をもっていたくことにも配慮します。
- エ 利用者の嗜好やアレルギーなどを把握するために、毎年、嗜好調査を実施し、その結果と自立センターでの日頃の喫食状況を考慮したうえで、料理の組合せを工夫していきます。
- オ 毎月、献立表を配布することにより、家庭での食事計画の参考となるようにします。
- カ 給食をさらに楽しみなものとしていただけるように、自分の好みの料理を選べる選択給食やリクエスト食を月に数回実施します。

② 食材について

- ア 地元の業者を中心に食材を調達します。
- イ 食中毒の起こりやすい夏場から秋（5月から10月末）にかけては、生ものや非加熱の練り製品を避け、食中毒防止に努めます。
- ウ 旬の食材をとりいれます。

③ 衛生管理について

- ア 厨房内は衛生面を第一に、機能的でかつ安全が図られるよう清潔と整理整頓に努め、食中毒の防止に細心の注意を払います。
- イ 調理従事者は、毎日の健康状態を確認するとともに、月2回腸内細菌検査により感染症の有無を確認し、安全な給食を提供します。

④ 調理員について

近年、病院、学校および障がい者施設等の給食作業において調理員の確保が難しくなり、常時募集している施設もあります。いくらより良い食材を確保し、バラエティに富んだ献立を立てても、調理する人を確保できなければ利用者に安定した給食の提供ができません。

当事業団では、効率的で継続的な給食調理業務の運営が可能である業者を選定し、給食の安定提供と、調理員確保・労務管理に係る事務の軽減を図ってまいります。

⑤ 配膳・喫食について

ア 食事支援にあたっては食生活全般にわたる環境（BGM、テレビ等）を整え、和やかに楽しく喫食できる雰囲気づくりをしていきます。

イ 適温で提供できるように盛付、配膳の方法やタイミングを工夫します。

ウ 利用者個々の身体状況に応じ、普通食の他に一口カット、刻み食、ペースト食、おかゆ食など食事形態を工夫して提供します。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
衛生管理 献 立	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
給食調理	就労支援	委託業者 継続	継続	委託業者 入札更新	継続	継続
	生活介護	委託業者 継続	継続	委託業者 入札更新	継続	継続

(6) 保健衛生管理の充実

常に利用者の心身の状態を把握し、定期健康診断の実施や生活環境を整備するとともに、家族との連携を緊密にし、健康の維持・増進に努めます。

利用者の健康状態は一人ひとり異なり、障害とは別に基礎疾患のある方も多い状況ですので、予期せず急に体調不良となる方もいらっしゃいます。中には体調不良を訴えられない方もいらっしゃいますので、職員は日常的に利用者の顔色、表情等を注意深く見守り、検温などにより健康観察を行なっております。

また、看護師を配置し、就労支援事業所および生活介護事業所を巡回し、必要に応じて利用者のバイタルチェックを行ない、急性疾患や体調不良を早期に発見し、嘱託医や協力医の診療に繋げていきます。

① 保健衛生医療計画

保健衛生活動として、次の項目を実施いたします。

ア 日中活動のなかで健康観察（体調変化等の早期発見、応急措置）

イ 疾病予防、疾病管理、応急措置

ウ 嘱託医による定期健康診断の実施（年10回）

- ・ 血圧測定（高血圧、低血圧）
- ・ 脈拍測定（徐脈、頻脈、不整脈）
- ・ 検温測定（平均体温 *生活介護のみ）

エ 体重測定（年10回）

オ 総合健康診断（春季、秋季）

- ・ 身体測定（身長、腹囲等）（年2回）
- ・ 尿検査の実施（年1回、春）
- ・ 胸部レントゲン検査（結核・肺癌、年1回、秋）
- ・ 心電図検査（40歳以上希望者、年1回、秋）

カ 医療的ケア（吸引の実施）

キ 理学療法士（PT）による利用者支援のための技能向上訓練。
（就労支援、生活介護とも月1回）

ク 作業療法士（OT）による利用者支援のための技能向上訓練。
（生活介護、月1回）

ケ 心理相談（就労支援、月1回）
（臨床心理士（CP）による心理相談）

コ 入所時に感染症検査を実施します。
・B型肝炎（抗原・抗体検査）
・その他必要と認められる諸検査

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保健衛生 管理	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

② 新型コロナウイルス感染症予防と対策

ア 検温の実施

入館時、退館時その他、必要に応じて随時行ってまいります。

イ 手指および設備・備品類の消毒実施

手指消毒は、入館時、退館時その他、必要に応じて随時行ってまいります。
設備や備品類につきましては、利用者帰宅後、翌日に備え毎日消毒します。

ウ 換気

常に空気が入れ替わるよう窓開けや空調機の稼働により換気対策をとります。

エ 体調不良者の早期発見

支援員や看護師が利用者個々の日常の様子を把握しており、ちょっとした表情や動作の変化を察知し、検温、脈拍・血圧測定、酸素飽和度等バイタルチェックをするとともに必要に応じて抗原抗体検査により感染の有無を確認していきます。

オ 新型コロナウイルス感染症対策委員会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、自立センターの利用者および職員の感染防止に向けた適切な対応を図ることを目的として、令和元年度末に設置いたしました。

その後、対策委員会は月1回以上開催し、必要な対策を検討するとともに、発症時には保健所、青梅市およびグループホーム等関係機関と連携して対応にあっております。

今後も継続してまいります。

カ ワクチン接種について

感染防止や重症化を防ぐためにワクチンの接種が有効と言われておりますが、利用者の状態や高齢化しているご家庭によっては、個別にワクチン接種の予約をとることや接種会場までの移動が困難な場合があります。

当事業団では、そういった事情を考慮し、第1回目から6回目までの接種は診療機関の巡回により、7回目は都のワクチンバス事業を活用し、自立センター施設内でワクチン接種を行ない、利用者のご家族の負担軽減を図りました。

令和6年度以降のワクチン接種事業は未確定ですが、継続されるのであれば、引続き全体を取りまとめ、自立センター全体で感染防止と重症化リスクの軽減を図ってまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
感染症 対策	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

*感染状況により、随時見直します。

③ 環境衛生管理・安全管理

ア 館内の静養室、作業室、食堂、集会室、洗面台、トイレ等は常に整理整頓し、清潔を保ちます。

イ 施設内外における物理的な障壁を排除するとともに、内面的な内容についても支援員全体で配慮していきます。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
安全配慮	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
健康増進	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

④ 健康記録・健康増進

利用者一人ひとりの保健衛生管理を充実するため、個人別の「健康診断記録簿」を作成し、常に心身の健康状態を把握できるようにします。

また、エアロバイクやウォーキングを取り入れ、健康増進に繋げていきます。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
健康記録	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
健康増進	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

⑤ 服薬管理

利用者のなかには健康を維持するために日常的に服薬されている方もいらっしゃいます。服薬者への対応は生命にも影響する重要な支援であり、その管理や服薬のサポートにあたっては、薬効説明書の写しを預かり慎重に行ってまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
服薬管理	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

(7) 緊急時対応（発病・事故対応）

職員は、利用者が事故や怪我をされないよう常に細心の注意を払っています。

しかしながら、全ての事故等を防げるとは限りません。万が一事故が発生してしまった際の対応も考え、備えておく必要がありますので、以下のような対応を図ることとし、事故等の拡大防止と再発防止に努めます。

万が一に備え、支援員は全員、普通救急救命講習を終了し「救命技能認定証」を所持しています。



基本的対応

① 緊急を要しない場合

利用者の発熱、頭痛、気分不良、嘔吐や軽いてんかん発作、喘息発作等には、医務室もしくは安全な場所で安静にし、担当職員および看護師により様子観察を行なうとともに、ご家族に連絡して日常的にどのように対処しているのか連携していきます。必要に応じて家族の迎えを依頼するか、自宅までお送りいたします。

② 緊急を要すると判断される場合

高い発熱、重積のてんかん発作や喘息発作、外傷等のとき、または、てんかん発作の際、ご家族からお預かりしている緊急時薬を使用しても症状が改善しない場合には看護師と連携し、協力医または家族の指定する医療機関の受診に繋げてまいります。担当職員が同行します。

③ 一刻を争う場合

誤嚥（ごえん）事故、呼吸停止、心停止、激しい出血の際には、直ちに看護師とともに、救急車の要請または協力医療機関への搬送など、素早い対応を図ってまいります。また、ご家族と連絡をとり、現状の対応を説明するとともに、搬送先の確認を行ないます。

④ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、利用者が体調不良の場合、検温、抗原抗体検査により感染を確認するとともに、速やかに帰宅または受診をお願いしてまいります。

インフルエンザウイルス感染症が疑われる場合にも看護師による検温等の後、速やかに帰宅（迎え）または受診をお願いしてまいります。

⑤ 医療機関

囑託医	瀧川メンタルクリニック	（師岡町4丁目）	25-2277
協力医	大堀医院	（今井5丁目）	31-9098
その他	市立青梅総合医療センター	（東青梅4丁目）	22-3191
	高木病院	（今寺5丁目）	31-5255

⑥ 事故発生時の対応

職員は冷静な判断と適切で迅速な行動により、事故やけがを最小限に食い止めることが重要であります。当事業団職員は事態の正確な情報を家族や他職員と共有し、連携して当事者への対応や二次的事故的防止のため適切な行動をとります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
緊急対応	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

(8) 災害時対応（震災等）

震災等により大規模な災害が発生した際には「青梅市地域防災計画」、「青梅市自立センター防災計画」および「業務継続計画BCP」に沿って対応します。

① 基本的事項

ア 震災発生時の対応

- ・ 火災発生時は、すみやかに通報連絡および初期消火を行なうとともに、第一次避難誘導を行ないます。
- ・ 地震発生時には、第一に身の安全を守り、二次被害を防ぐため、災害状況に応じて第一次避難誘導を行ないます。
- ・ 負傷者が発生した際には、前述の『第4章1－(7) 緊急時対応（発病・事故対応）』にもとづき応急措置を行ない、救急車等によりすみやかに病院へ搬送します。

イ 震災発生後の対応

青梅市自立センターは、「青梅市地域防災計画」において今井5丁目を避難対象地区とする「避難場所」として、また、高齢者や障害者等、何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした「二次避難場所」（福祉避難所）として指定されています。

このため、地震等の災害発生時には利用者のほかに避難者（一般市民）の来所が予測されますので、安全確保等状況に応じて以下のとおり対応いたします。

② 自立センター開所中に災害が発生した場合（自立センター職員の対応）

ア 二次避難所開設前

東京都帰宅困難者対策条例により「災害時には学校等の管理者は、児童、生徒等を施設内に待機させるなど、安全確保を図る。」ことが求められております。

このことから、自立センターにおきましても、まずは利用者の安全を確保し、施設内外の安全を確認した上で、利用者には一旦施設内に待機していただくこととします。

その後、家族との連絡が取れ、安全な帰宅手段が確保できた利用者から、順次、帰宅していただき、利用者全員の帰宅が完了した後、二次避難所が開設されるまでの間は、自立センターは閉所することを原則とします。

ただし、自立センターは市から今井5丁目の震災時指定緊急避難場所（屋外）

として指定されていますので、一般市民が避難してきた際には、市とも連携を図りながら可能な限り適切に対応します。

また、自立センターは「地域の災害情報交換や安全を確認するための場所」（避難場所）であり、「避難生活をするための場所」である避難所とは異なることから、避難生活をするための場所が必要な避難者に対しては、今井地区の避難所である「今井小学校」へ誘導することとします。

現在、自立センターは風水害による避難場所には指定されていませんが、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の対策として、分散避難の必要性も検討され、その候補となっているとのことですので、市から指定を受けた際には施設の開放等必要な対応をとってまいります。

イ 二次避難所開設後

青梅市災害対策本部が二次避難所の開設を必要と判断した場合は、自立センターに二次避難所が開設されます。

二次避難所の開設にあたりましては、市の「避難所運営班」（介護保険課、高齢者支援課、障がい者福祉課、子育て応援課、子ども育成課）とともに自立センター職員も管理運営にあたります。

③ 自立センター閉所中に災害が発生した場合（自立センター職員の対応）

ア 二次避難所開設前

幹部職員、近隣在住職員を中心に自立センターの被害状況の確認を行なうほか、二次避難所の開設に向けて職員の配置確認をするなど準備を行います。

イ 二次避難所開設後

青梅市災害対策本部が二次避難所の開設を必要と判断した場合は、自立センターに二次避難所が開設されます。

二次避難所の開設にあたりましては、前述した市の「避難所運営班」とともに自立センター職員も管理運営にあたります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
災害時 対応	事 務 局	継続	継続	見直し	継続	継続
	就労支援	継続	継続	見直し	継続	継続
	生活介護	継続	継続	見直し	継続	継続

* 青梅市の地域防災計画等に合わせ随時見直してまいります。

④ 災害用備蓄品

品目	規格等	保管数等	使用方法等	保管場所
五目ごはん	50食入り	500人分	水・お湯で戻す	就労棟1階和室
アルファ米	50食入り	500人分	水・お湯で戻す	就労棟1階和室
お米	30kg	給食1回分		両棟厨房倉庫
レトルトカレー	1食入り	500人分		就労棟1階和室
飲料水	2ℓ入り	162ℓ	飲料用	生活棟1階機械室
生活水		5000ℓ	飲料・生活用水	就労棟受水槽
生活水		1000ℓ	飲料・生活用水	生活棟受水槽
カセットコンロ	3.3kw	5個		就労棟1階和室
カセットガス	250g	15本		就労棟1階和室
ガスコンロ	プロパンガス用	3台	就労プロパン使用	生活棟1階機械室
石油ストーブ	大型（アラジン式）	2台		プレハブ倉庫（東）
綿毛布	シングル	100枚		プレハブ倉庫（東）
ジョイントマット		20枚		プレハブ倉庫（東）
発電機	インバーター	2台	900VA	生活棟1階機械室
発電機用ガス	250g	60本		生活棟1階機械室
防災ずきん		118枚	利用者用	就労79、生活39
防災ヘルメット		76個	利用者用	就労39、生活37
防災ヘルメット		43個	職員用	各自保管
懐中電灯	乾電池式	8個		両棟各所
乾電池	各サイズ			生活棟1階事務局
拡声器	乾電池式	2台		両棟職員室
トランシーバー	特定小電力式	8台		生活棟1階事務局
スコップ	剣先・平型	20丁		農園倉庫
灯油	18ℓポリ缶	12缶	（平時も使用）	両棟機械室
灯油	最大	1800ℓ	（平時も使用）	就労棟地下タンク
プロパンガス	50kg ボンベ	4本	（平時も使用）	就労棟西側
軍手		60双		生活棟倉庫
使い捨てマスク		2000枚		生活棟倉庫
排泄物凝固剤		700回分		生活棟倉庫
ビニール袋	各サイズ	1000枚		生活棟倉庫
ラテックス手袋	50入り	2500枚		生活棟倉庫

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
災害用 備蓄品	事 務 局	継続	継続	継続	継続	継続
	就労支援	継続	継続	継続	継続	継続
	生活介護	継続	継続	継続	継続	継続

*災害用備蓄品の食糧等については、消費期限内の入れ替えを行なうとともに、必要数を確保するように努めてまいります。

⑤ 災害発生時における業務継続計画（BCP）

災害発生時に優先すべき業務について、別に定める業務継続計画（BCP）にもとづき対応してまいります。



(9) 他施設との連携・協力

① 住まい（グループホーム）

利用者および保護者双方の高齢化が顕著に進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じるご意見を伺うことが増えてまいりました。

こういった背景を踏まえて地域における居住の場としてグループホームをご利用される方も増加傾向にあり、その割合は自立センター利用者の約30%に達しております。

自立センターではグループホームに住まわれている利用者が、家庭的な雰囲気の中かで平穏に共同生活を送ることができるように、あるいは生活相談など必要なサポートを受けながら地域社会で自立した生活を営めるよう、グループホームと必要な情報を共有し、連携して適切な支援に努めます。

② 地域における交流機会（障がい者サポートセンター、自治会、各種地域団体）

地域の方との連携を深め、利用者が地域へ出ることを目的に、地域活動の拠点となるサポートセンター、市民センター、自治会等地域団体と連携し、障害者作品展示会などの行事をはじめとする地域交流会には積極的に参加し、住民相互交流の機会を増やしてまいります。



③ 情報提供相談支援の充実（障がい者サポートセンター）

障がい者サポートセンターで実施している相談支援事業、地域活動支援事業等について利用者とそのご家族に情報提供してまいります。

④ 就労促進（障害者就労支援センター、ハローワーク）

利用者が働くことを通じて生きがいのある生活を送ることができるように、関係機関と連携し、就労に関する情報を収集し、提供してまいります。

⑤ 利用者新規受入れ（特別支援学校）

障害のある方には途切れることなく継続的な指導・支援が必要であります。

近隣の特別支援学校に通われている生徒さんには、在学中に自立センターが行っている作業やサービスを体験していただき、本人の個性や適性に合うかどうか見極めた上で、卒業後の進路の一つとしてご家族と一緒に考えていただけるよう努めてまいります。

既卒者につきましても同様に見学や実習をしていただき、市と相談の上、可能な限り受入れてまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
他施設との 連携・協力	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

第5章 特定障害児相談支援事業「じりつ」

1 運営方針

「障害者福祉法」「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の趣旨に沿い、利用される方の思いや願いが実現できるように、本事業団の基本方針にもとづき、福祉サービスを必要とする方に対して、その環境・年齢および障害の状況に応じた適切な支援を提供し、広く市民福祉の向上に努めてまいります。

- ① ケアマネジメントを取り入れ、個別の相談支援を行ないます。
- ② 内部・外部研修を通して担当する職員の資質向上を図ります。
- ③ サービス等利用計画および障害児支援利用計画にもとづいた関係機関との連絡調整を図ります。

2 目的

特定・障害児相談支援事業所「じりつ」が行なう特定相談支援事業および障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、障害者、障害児および保護者に対し、適正な特定相談支援および障害児相談支援を行なうことを目的とします。

3 事業内容

- ① 計画相談支援
 - ・サービス利用支援・・・サービス等利用計画書の作成等
 - ・継続サービス利用支援・・・モニタリング等
- ② 障害児相談支援
 - ・障害児支援利用援助・・・障害児支援利用計画の作成等
 - ・継続障害児支援利用援助・・・モニタリング等

4 関係機関等の連携

- ① 行政、他の障害福祉サービス事業所およびホームヘルプサービス事業所等との連絡調整を行ない、利用者の日常生活支援をいたします。
- ② バックアップ施設および地域と連携し利用者の状況に応じて応援要請を行ないます。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
計画相談 支援等	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

第6章 人材確保・人材育成（開発）

1 採用方針・職員募集

（1）求める人物像

青梅市自立センターの基本理念

① 基本的人権の尊重

「事業所職員として利用者一人ひとりの人権を擁護し尊重します。」

② 健全育成支援の実現

「個人の生きていく力と生活の豊かさを支援します。」

③ 社会的自立の助長

「個人を社会人として育成していくことを目指し、日々努力します。」

上記の青梅市自立センターの基本理念を十分理解した上で、障害に対する理解があり、利用者個々の状態に応じ、寄り添った適切な支援に取り組める人を求めてまいります。

（2）採用方針・職員募集

① 社会的背景

近年、福祉を取り巻く環境は変化し、少子高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、福祉サービスに対するニーズが顕在化し、質的にも多様化、高度化しています。

この影響で福祉従事者の業務量と重要性は年々増大していますが、少子高齢化が進展する中で労働力人口が減少していることと、近年の景気回復基調に伴い、他の産業分野における採用意欲も増大しているため、質の高い人材を確保することは難しくなってきました。このため職員募集が常態化している法人が多いといわれている状況であります。

② 募集方法について当事業団の現状および今後の取組み

これまで当事業団では、職員募集は「ホームページ」、「広報おうめ」、「ハローワーク」、民間の「求人広告」等を活用してきましたが、思うような成果は得られませんでした。

この原因はターゲットなる世代に求人情報が届いていないことも考えられ

ることから、これからは福祉や教育関係の学校へ直接情報提供するとともに、若い世代の閲覧機会が少ないと思われる媒体に替えて、インターネット時代を反映したデジタル広告やSNSを活用して、効果的な募集をしていくこととします。

(4) 採用試験

採用にあたっては、公平性、中立性、客観性を担保するため、民間の筆記試験を活用してまいります。

2 人材育成・資質向上

(1) 方針

職員の知識やスキルを向上させるよう人材を育成してまいります。

また、人材も貴重な経営資源の一つととらえ、職員の潜在的な能力を引き出せるよう工夫してまいります。

(2) 人材育成の考え方

- ・短期的・長期的、双方の視点で考えてまいります。
- ・組織が求める人物像を明確にしてまいります。
- ・階層別に分けて研修等を実施してまいります。

(3) 研修方法

○ J T

職場の実務を通じて若い職員に支援業務のスキルやノウハウを身につけさせるため、上司や先輩が指導者として技術的な指導にあたり、年間を通じた指導の後に、確認（フォロー）作業も行ってまいります。

さらに、指導を通じて上司や先輩と部下とのコミュニケーションを図り、組織全体として支援業務の向上にも努めてまいります。

○ f f - J T

日常の業務から離れて専門的な研修を受講することによって、通常業務では得られない幅広い知識やスキルを身につけてまいります。

研修方法は東京都などの行政機関や全国社会福祉事業団協議会が主催する対面式の研修に加え、近年の感染症対策も兼ねたオンラインによる研修も積極的に取り入れてまいります。

自己啓発

職員が業務に必要な知識やスキルを身につけるため、あるいは資格取得に必要な研修を自ら受講しようとする際には、必要とする職員に情報提供し、バックアップしてまいります。

まとめ

支援員については、各種研修やOJTを通じて、将来地域のセーフティネットを担えるような質の高い人材に育てていきます。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
人材育成	事務局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

第7章 情報管理

1 個人情報保護および秘密保持

青梅市自立センターを運営していくにあたり、利用者およびその家族の個人情報や、組織内の秘密事項に触れる機会があります。

職員は個人情報保護法、就業規則、その他の関係法令等に則り、業務上知り得た情報や秘密事項については、必要最低限の限られた職員のみで共有し、適切な管理をしております。

また、職員から「秘密保持に関する誓約書」を提出させ、違反した場合には処分の対象となることも指導し、個人情報の目的外使用や漏えい防止に努めております。

さらに、秘密情報については、退職した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束させ、また、秘密情報が記載、記録されている媒体の複製物及び関係資料等がある場合には、退職時にこれを全て返還もしくは廃棄し、自ら保有しないことも誓約させています。

今後も個人情報の取扱いについては十分注意してまいります。

2 文書管理

施設管理や福祉サービスを提供していく上で、多岐にわたり、多くの文書(書類)が存在します。

個人情報に関する書類は施錠できるキャビネットへ保管するとともに、外部の人が入館しても表題が見えないようにするなどの適切な保存管理を行なった上で、必要な時にすぐに取り出せる状態にしておくように努めております。

これら文書には、「発生」「処理・活用」「保存」「廃棄」というサイクルがありますが、文書管理規程における保存年数、廃棄年度について整理し、必要以上の文書(情報)は保有しないように努めてまいります。

様々な文書を適切に管理することで、業務の効率化が図られ、文書の紛失、情報漏えいのリスクを下げる効果があると考えます。特に機密性の高い文書がある場合には、閲覧できる職員を制限するなど適切な対策をとってまいります。

3 パソコン活用

(1) 方針

パソコンは日常の事務処理・情報の収集・発信において、必要不可欠なものであり、現在IT化は相当進展しています。さらに昨今は社会全体でデジタル

技術を駆使して業務を変革し、新しい価値観を生み出そうとするDX（デジタルトランスフォーメーション）が推奨されております。

自立センターにおける業務は、対面しての利用者支援が中心であり、なかなかDX化する業務を見出すことは難しい部分がありますが、デジタル化と親和性の高い業務については改善し、作業効率を高め、職員の働き方改革にもつなげてまいります。

そのために必要な職員のITに関する理解力や基本技能（情報リテラシー）を高めてまいります。

(2) 具体的取組み

- ① 個人情報の保護およびセキュリティ対策を高めていきます。
- ② 安全にインターネットを活用し、作業効率を高めていきます。
- ③ ホームページを充実させ、積極的に情報を発信していきます。
- ④ メール配信は緊急時だけでなく、自立センター内の様子なども配信していきます。
- ⑤ ご家庭によっては、パソコンやスマートフォンを所有していなかったり、所有していても使用が難しい場合（デジタルデバイド）がありますので、合わせてそういったご家庭へのフォローもしてまいります。

(3) パソコン配置

本計画策定時（令和6年3月）現在、事業団が所有するパソコンは老朽化し、ソフトウェアも古いままであります。

また、所有するパソコンの台数も職員数に満たない状況でありますので、時には空き待ちが発生することもあります。

今後の取組みを考えると早急に配置する必要がありますが「適正な台数」、「購入方法（リース含む）」、「より安全で効率的な活用方法」、「保守や更新」についてパソコン管理委員会で検討してまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
情報収集 ・活用	事務局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

8章 法人運営・財務管理

1 社会福祉法人の財務運営に関する規律（厚生労働省）

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その公益性・非営利性に鑑み、財務管理に関して適正な運営を担保する必要があります。

社会福祉法人としての公益性を担保する財務規律を確立するには、以下の仕組みを構築することが必要とされていますので、当事業団においてもこれらの項目を念頭において法人の経営をしてまいります。

(厚生労働省)

(1) 適正かつ公正な支出管理

一定の規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備すべきである。

(2) 余裕財産の明確化

事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、それぞれの内容を明らかにする仕組みを構築すべきである。

(3) 福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

余裕財産について、地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資、社会福祉に関する「地域公益活動」への計画的な再投下を促す仕組みを構築すべきである。

2 公益性を保つ上で留意していく事項

- ・公益目的事業（障害者福祉）を行なうことを主たる目的とします。
- ・職員には、公益目的事業に必要な経理的能力および関連の知識・技術を高めるよう指導していきます。
- ・理事、評議員、監事、職員および営利事業者には特別の利益を与えません。
- ・社会的信用を維持する上で、法令や公序良俗に触れる恐れのある事業は行ないません。
- ・公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償（つぐな）う額を超えないようにします。

3 自主財源の確保と職員のコスト意識醸成

- ・利用者の状況を分析し、最大限の加算取得など収入増加に向け研究してまいります。
- ・自主財源の確保のため、他団体の実施内容など情報収集してまいります。
- ・指定管理者として、随時、事業団の行なう業務内容と青梅市との契約内容の整合を図ってまいります。
- ・職員のコスト意識を醸成し効率的な施設運営を行なってまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
自主財源 の確保	事 務 局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

4 利用者ニーズの把握と経営感覚の向上

自立センターの運営には、利用者のニーズを把握し、迅速に対応する必要があります。事業団では「利用者満足度調査」、保護者との「懇談会」および利用者による「放談会」を実施するなど、様々な機会を通じ、多様化するニーズの把握に努めてまいります。

また、ホスピタリティを重要視し、基本的な明るいあいさつの励行をはじめとする接遇態度の向上により、誰からも信頼される自立センターとなるよう好感度アップにつなげてまいります。

さらに、職員には自らの給与の原資は何なのか、十分理解し、無駄のない効率的な業務が遂行できるように意識改革していきます。

こういった取組みを通じ、職員が一丸となって福祉向上と健全な経営努力を行なってまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ホスピタリ ティ意識の 高揚	事 務 局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

5 コンプライアンスおよびリスク管理の推進

(1) コンプライアンス

福祉サービスは人と人とのつながりであり、利用者側から信用や信頼を得ることが大切であります。そのため、職員は利用者一人ひとりに寄り添った支援が必要であるとともに、法令順守はもとより、人として守るべきことを正しく守る高い倫理観が求められますので、職員教育を徹底していきます。

(2) リスク管理の推進

施設を管理し、福祉サービスを提供していく上では、施設や設備の瑕疵、通所や送迎上のリスク、支援業務遂行上のリスク、労務管理上のリスク等、様々なリスクが潜在しています。

このため、利用者の安全を確保するために、予め配慮事項を整理しておくとともに、僅かなヒヤリハット事例でも収集、蓄積、検証することによって、どのような状態のときに事故が発生しやすいのか分析していきます。

また、職員間で意見を言いやすい組織風土を醸成することで、事故の未然防止対策に組織全体で取り組んでいきます。

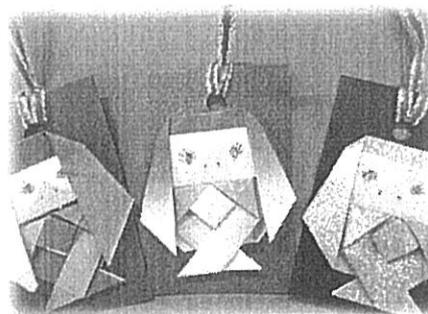
さらに、組織内でのアンケート調査やヒヤリハット報告のチェックを「危機管理委員会」や「サービス向上委員会」においてデータ分析し、重大事故防止に取り組んでまいります。

計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
リスク 管理	事 務 局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続

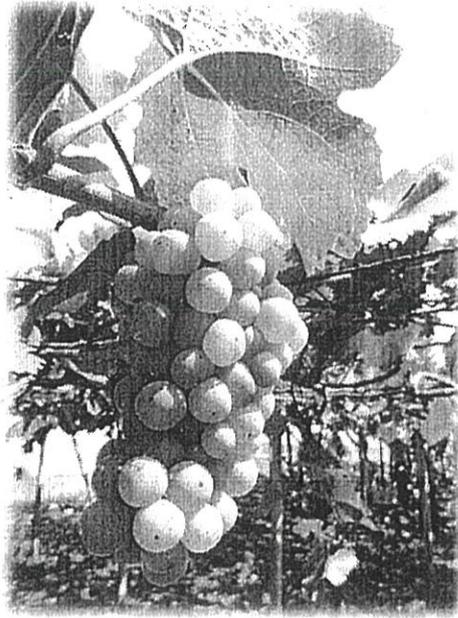
6 地域社会への貢献

地域住民の障害者への理解促進と交流を目的に、自立センター会議室を活用して福祉公開講座を開催してまいります。

これまで「ビーズアクセサリ教室」、「折り紙教室」等を開催し、好評をいただきましたが、今後につきましても、開催内容、対象者、周知および申込方法等について工夫しながら継続してまいります。



計画内容	所 属	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域交流 理解促進	事務局	継続	継続	中間見直	継続	継続
	就労支援	継続	継続	中間見直	継続	継続
	生活介護	継続	継続	中間見直	継続	継続



友好のぶどう